

## 追加 1-11

# カードの基礎知識



### ●貸金業法の改正について

貸金業法とは、消費者金融などからの借入れについて定めた法律ですが、近年、多重債務者が増加し社会問題になったことから、平成 18 年に抜本的な改正が行なわれました。改正貸金業法のポイントは、次の 3 点です。

#### ①借り過ぎや貸し過ぎの防止

借入残高が年収の  $1/3$  を超える場合、新たな借入れができない。

#### ②上限金利の引き下げ

上限金利が、従来 29.2% から、借入れ金額に応じて 15%~20% に引き下げ。

#### ③貸金業者に対する規制の強化

営業所に貸金業務取扱主任者（法令遵守の助言・指導を行なう国家資格）の設置。